

市長及び教育長の給料及び手当の特例に関する条例の制定に関する付帯決議

この度の学校給食センター元職員の業務上横領の疑いによる逮捕事案に関して、市長及び教育長の給料減額を規定する「市長及び教育長の給料及び手当の特例に関する条例の制定」が可決された。

今後、このような事象を二度と起こさない、また、市政に対する信頼を回復させるためにも、下記の事項を求める。

令和3年6月7日 提出

提出者 四條畷市議会議員

森本 勉

大矢 克巳

柳生 駿祐

小原 達朗

吉田 涼子

瓜生 照代

藤本 美佐子

岸田 敦子

渡辺 裕

記

- 1 当該事件の捜査の進捗を待って、今般の事象を招いた行政の管理体制について、徹底した検証を求める。
- 2 当時の職員の不祥事を受けて、平成21年5月21日付けで「不適正な事務処理等における再発防止計画」が策定された経緯があるにも関わらず、またしても、今般の事態を引き起こしたことについてのコンプライアンス上の総括を求める。
- 3 現行の学校給食会（私会計）内で生起した事案であるが、安心・安全な学校給食の提供を担う会計は重要であるとの認識に立ち、教育委員会として、常に適正な会計処理が行われる体制を構築し、議会への適宜の情報提供を求める。
- 4 今後、二度と金銭にまつわる不祥事を起こさないことの固い誓約を求めるとともに、その履行をどのように担保するのか具体的な行動指針を速やかに市民や議会に示すよう求める。